

議案討論

ばば こうへい議員 (日本共産党 京都市伏見区)

2018年10月4日

日本共産党の馬場こうへいです。

ただいま議題となっています、議案 17 件のうち、第 8 号議案「京都府府営住宅条例一部改正の件」及び、第 14 号議案「財産取得の件」の 2 件に反対し、他の議案に賛成する立場で討論します。

まず、第 1 号議案「平成 30 年度京都府一般会計補正予算（第 3 号）」及び第 22 号議案「平成 30 年度京都府一般会計補正予算（第 4 号）」については、賛成するものですがいくつか申し上げておきます。

今夏は、大阪北部地震に始まり、豪雨、台風など度重なる自然災害により、全国でも府内各地でも深刻な被害が発生しています。被害に遭われたみなさまに改めて心からお見舞いを申し上げます。また、災害が起こるたびに、多くの府職員のみなさんが昼夜を分かたずご尽力頂いていることに心から感謝と敬意を申し上げます。

両議案は、大部分が災害対応の補正予算となっています。深刻な被害がある中で、早急かつ柔軟な執行が求められています。また、巨額の府民負担を強いる大型プロジェクトを見直し、大きく遅れた河川整備や土砂災害対策の抜本的な前倒しと、そのための予算の拡充、災害規模の大小にかかわらず幅広い住宅の被災に対応できる制度の確立、災害対応のたびに現場に過重な負担を強いる状況にある職員体制の抜本的拡充と土木事務所の再配置など組織体制の見直しなど、府政のあり方の抜本的転換が大きく問われています。

なお、「中高年期いきいき健康づくり推進事業費」300 万円については、府民の健康診断情報や医療・介護レセプト情報を分析し、市町村別の健康課題を抽出する先行モデルとなる市町村の効果測定や分析・検証を行い、府全域への展開につなげるとされています。

しかし、国は大元となるデータヘルスケア事業を推進しながら、医療費削減をした市町村には支援金を出すなど、市町村自らが医療費削減競争へと突き進むことに道を開く危険なものであることを厳しく指摘しておきます。

次に、第 8 号議案「京都府府営住宅条例一部改正の件」についてです。

この議案は、京都府住宅供給公社に委託してきた府営住宅の管理業務を指定管理へ移行するためのものです。本府は、平成 21 年度にそれまで府直営で行っていた府営住宅の管理業務を、京都府住宅供給公社に委託しました。この 10 年間の運営は、工事費に係る委託料に人件費等の必要な経費が計上されない中、公社では、委託前の収益を取り崩して毎年度の赤字を補填し収支をはかり、府などの退職者や非正規雇用依存するなど、厳しい職員体制の中で適正な管理業務に努力されてきました。にもかかわらず、この間の総括も明らかにせず、一方的に方針転換することは、公営住宅における府の責任を放棄し、さらに、公共サービスを全面的に民間に差し出すものです。しかも、府内最大規模の団地である西大久保団地の連合自治会は、母子家庭や生活保護受給者や高齢者、障害者などが多く入居していることから、非常にナーバスな管理を民間不動産業者等にゆだねることに懸念を示し、反対を表明されています。

住宅供給公社職員の雇用と労働条件を不安定にさらし、入居者への説明と対応を置き去りにした府営住宅管理の指定管理への移行は撤回すべきです。よって、第 8 号議案には反対です。

次に、第 14 号議案「財産取得の件」についてです。

この議案は、建設中の京都経済センター（仮称）の 3・4 階などの部分を、一般財団法人中小企業センターから買い取るためのものです。

そもそも、京都経済センター（仮称）の建設にあたっては、当時の商工労働観光部長が中小企業会館を管理運営している中小企業センターの理事会で「お金の心配はしなくていい」と発言し、20 億円もの建設費の負担能力のない中小企業センターを区分所有者にして、建設を強行した事自身に大きな問題

があります。しかも、中小企業会館をどうするのか、今後の中小企業支援をどうするのかという府の説明責任を放棄してきたうえに、その後も「高い賃料では移れない」という声が、中小企業会館に入居する団体から上がっているにもかかわらず、入居者募集を強行し、移転出来ない団体が出ていることも重大です。

本議案の審議を通じ、今後の管理運営については、株式会社も含むあらゆる団体・組織を対象に公募による選定を行う事が明らかとなるなど、中小企業支援に対する府の責任を更に薄めていく危険が或ことも明らかとなりました。

このように、中小企業センターを都合良く利用しながら、府の責任を放棄し役割を薄めるやり方は到底認められません。よって第 14 号議案には反対です。今ある中小企業会館の存続もあわせて強く求めておきます。

最後に一言申し上げます。

今議会では議会運営委員会、選挙区・定数小委員会が本日の本会議に、定数問題の結論を出すべく開催されてきました。9月28日の第4回小委員会で、自民党会派から突如「精華町を定数1の単独選挙区として分区」することで、議会定数を「1増0減」する案が出されました。ところが、10月1日に、木津川市、和束町、笠置町、南山城村の各議長、市長村長から、精華町を分区することに「地域を分断するもの」として、反対する要望書が出される事態となり、自民党案は撤回せざるを得なくなりました。

そもそも、選挙区や定数の問題を考える上で最も大切にしなければいけないのは、多様な府民の意思を的確に府政に反映させることであり、定数1の小選挙区を作ることは大政党に有利な党利党略以外のなものでもありません。しかも、府民の政治参加の権利にかかる重要な案件を期限が迫っている時期に提案し、通してしまおうとしたことは重大であり、厳しく指摘しておきます。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。